

議案第86号

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例中一部改正の件

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号及び第5号並びに第4条第1項第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

説 明

医療費助成の範囲を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大することに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の助成を受ける者は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、その疾病又は負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。ただし、次の各号に該当する場合は除く。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者。ただし、18歳に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>(5) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>(6) 一略一</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の助成を受ける者は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、その疾病又は負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。ただし、次の各号に該当する場合は除く。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者。ただし、15歳に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>(5) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者。ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>(6) 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(助成の額)</p> <p>第4条 助成の額は、医療費から規則で定める一部負担金、基本利用料及び食事療養標準負担額、生活療養標準負担額並びに附加給付の額を控除して得た額とする。ただし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げるものは控除しないものとする。</p> <p>(1) <u>18歳</u>に達する日(誕生日の前日をいう。以下同じ。)以後の最初の3月31日までの者 一部負担金及び基本利用料</p> <p>(2) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>改正後の芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(助成の額)</p> <p>第4条 助成の額は、医療費から規則で定める一部負担金、基本利用料及び食事療養標準負担額、生活療養標準負担額並びに附加給付の額を控除して得た額とする。ただし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げるものは控除しないものとする。</p> <p>(1) <u>15歳</u>に達する日(誕生日の前日をいう。以下同じ。)以後の最初の3月31日までの者 一部負担金及び基本利用料</p> <p>(2) 一略一</p> <p>2 一略一</p>